

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の設工認に関する面談」
2. 日時：令和4年11月17日(木) 10時30分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
(原子力規制部新基準適合性審査チーム)
長谷川安全規制管理官、大橋上席安全審査官
日本原燃(株)
松本 執行役員 技術本部副本部長(土木建築)
決得 執行役員 再処理事業部副事業部長(設工認総括、新基準設計)
他2名
九州電力株式会社 テクニカルソリューション統括本部
土木建築本部 副本部長
三菱重工業株式会社 原子力セグメント 安全高度化対策推進部
主幹プロジェクト統括 他1名

5. 要旨

本年11月15日の審査会合を踏まえ、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)が今月目処に実施するとした、既に実施した設計における設計プロセス等の確認のうち、機器の耐震評価についての確認状況に関して日本原燃と以下のとおり面談を行った。

(1) 日本原燃から、主に以下の点の説明があった。

- ・機器の耐震評価については、日本原燃は複数のメーカーに発注をしているが、メーカー各社で評価手法等に不整合が生じないように必要な整理をしながら実施している。
- ・具体的な評価プロセスについては、大きな変更は入力地震動であるが、実施したプロセスは既認可のプロセス(モデル、解析コード等)と同様であり、整理結果から追加解析や耐震補強等はないことを確認した。
- ・以上のことから、第2回設工認申請後の主要な説明事項は、変更後の入力地震動の特徴、既認可と同じプロセスで実施したことの妥当性、評価結果とその考察等を中心にするのが適当と考えている。

(2) 原子力規制庁からは、主に以下の旨伝えた。

- ・日本原燃が行う第2回設工認申請後の説明に向けては技術基準や許可を

踏まえて、また既認可からの変更点との関係で申請対象設備に対して何を説明すべきなのか、その説明はどのような形で行うのかを、既の実施した設計プロセスに当てはめ整理して説明のロジックを構築する必要がある。そうすれば、おのずと類型化や代表機器が見えてくるのではないか。

- ・必要なことは、類型化や代表機器を選定することではなく、日本原燃が実施した設計や工事の方法に対する妥当性を説明することであって、その際に同じ様な説明を繰り返す必要はないということ。

6. その他
なし